【エラーチェック済】

(その1)

収支報告書

平成25 年分
(　　開催分)

(ふりがな)　おおたあきひろこうえんかい

1 政治団体の名称　太田あきひろ後援会

2 主たる事務所の所在地　北区王子2-32-7

(アパート・マンション名)　フラワーパークビル3F

3 代表者の氏名　(姓) 大木田　(名) 守

4 会計責任者の氏名　(姓) 後藤　(名) 憲司

事務担当者の氏名　(姓) 芝山　(名) 直子

(電話) 03-3912-5002

(電話)

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓)　(名)

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 (姓) 太田　(名) 昭宏
公職の種類 (現職・候補者の別) 衆議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名(2人目) (姓)　(名)
公職の種類 (現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目) (姓)　(名)
公職の種類 (現職・候補者の別)

受付	審査	確認
	／	
消込	パンチ	照合

6010号
26.2.-3
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

215010

(その２)

収　支　の　状　況

【エラーチェック済】

１　収支の総括表

収　入　総　額	17,283,373
（前年からの繰越額）	9,494,478
（本年の収入額）	7,788,895
支　出　総　額	11,248,384
翌年への繰越額	6,034,989

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	1,200,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,200,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,200,000	

【エラーチェック済】

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1	前田不動産㈱　保証金返金	3,516,210	平成25年1月16日
2	金銭以外のものによる寄附相当分	1,000,000	平成25年12月27日　太田あきひろ励ます会に事務所を提供
3	金銭以外のものによる寄附相当分	1,000,000	平成25年12月27日　ビジョン21に事務所を提供
4	金銭以外のものによる寄附相当分	1,000,000	平成25年12月27日　公明党衆議院小選挙区東京第12総支部に事務所を提供
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	72,685	
	合　　計	6,588,895	

【エラーチェック済】

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
1	公明党東京都本部	1,200,000	H25/3/4	新宿区南元町17 公明党本部5階	高木　陽介	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合計	1,200,000				

【エラーチェック済】

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	1,240,424	0	
(2) 光熱水費	379,421	0	
(3) 備品・消耗品費	3,210	0	
(4) 事務所費	6,101,255	0	
小計	7,724,310	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	71,364	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	52,290	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	52,290	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	3,400,420	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	3,524,074	0	
合計	11,248,384		

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	電気料金	39,108	H25/1/4	東京電力㈱大塚支社	豊島区北大塚2-33-17	
2	電気料金	37,064	H25/1/4	東京電力㈱大塚支社	豊島区北大塚2-33-17	
3	電気料金	21,474	H25/1/16	東京電力㈱大塚支社	豊島区北大塚2-33-17	
4	電気料金	18,820	H25/1/16	東京電力㈱大塚支社	豊島区北大塚2-33-17	
5	電気料金	13,081	H25/1/16	東京電力㈱大塚支社	豊島区北大塚2-33-17	
6	電気料金	18,000	H25/1/31	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
7	電気料金	17,388	H25/2/28	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
8	電気料金	17,009	H25/3/29	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
9	電気料金	16,558	H25/4/30	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
10	電気料金	15,370	H25/5/31	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
11	電気料金	17,315	H25/6/28	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
12	電気料金	18,415	H25/7/31	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
13	電気料金	22,306	H25/8/30	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
14	電気料金	18,541	H25/9/30	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
15	電気料金	16,775	H25/10/31	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
16	電気料金	16,775	H25/11/28	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
17	電気料金	23,694	H25/12/25	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
18						
	その他の支出	31,728				

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
	合計	379,421				

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	3,210				
	合計	3,210				

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	給茶機搬入搬出	73,500	H25/1/4	エームサービス㈱	港区赤坂2-23-1 アークヒルズフロントタワー19	
2	電話機撤去・レンタル	26,775	H25/1/7	ディー・コネクト㈱	北区浮間4-19-28-103	
3	事務所備品レンタル・コピーチャージ	996,994	H25/1/7	アコムレンタル㈱	中央区銀座3-10-6 マルイト銀座第3ビル9階	
4	事務所内装	80,640	H25/1/16	㈲美研工房	大田区東馬込1-11-9	
5	電話代	20,059	H25/1/16	NTTファイナンス㈱	港区芝浦1-2-1	
6	電話代	10,148	H25/1/21	NTTファイナンス㈱	港区芝浦1-2-1	
7	事務所家賃	309,750	H25/1/31	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
8	事務所家賃	50,000	H25/1/31	鈴木ヨシ	足立区舎人1-24-4	
9	電話代	10,968	H25/1/31	NTTファイナンス㈱	港区芝浦1-2-1	
10	ＩＰ電話機器使用料等	14,914	H25/1/31	NTTファイナンス㈱	港区芝浦1-2-1	
11	政治資金監査報酬	75,832	H25/2/13	入澤信夫	千代田区六番町7-4 六番町学園通ビル4階	
12	電話代	16,188	H25/2/20	NTTファイナンス㈱	港区芝浦1-2-1	
13	事務所家賃	309,750	H25/2/28	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
14	事務所家賃	50,000	H25/2/28	鈴木ヨシ	足立区舎人1-24-4	
15	事務所家賃	309,750	H25/3/29	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
16	事務所家賃	50,000	H25/3/29	鈴木ヨシ	足立区舎人1-24-4	
17	事務所家賃	309,750	H25/4/30	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
18	事務所家賃	309,750	H25/5/31	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
19	事務所家賃（2か月分）	100,000	H25/5/31	鈴木ヨシ	足立区舎人1-24-4	

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
20	事務所家賃	309,750	H25/6/28	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
21	事務所家賃	50,000	H25/6/28	鈴木ヨシ	足立区舎人1-24-4	
22	事務所家賃	309,750	H25/7/31	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
23	事務所家賃	50,000	H25/7/31	鈴木ヨシ	足立区舎人1-24-4	
24	事務所家賃	309,750	H25/8/30	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
25	事務所家賃	50,000	H25/8/30	鈴木ヨシ	足立区舎人1-24-4	
26	事務所家賃	309,750	H25/9/30	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
27	事務所家賃	50,000	H25/9/30	鈴木ヨシ	足立区舎人1-24-4	
28	事務所家賃	309,750	H25/10/31	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
29	事務所家賃	50,000	H25/10/31	鈴木ヨシ	足立区舎人1-24-4	
30	事務所家賃	309,750	H25/11/28	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
31	更新料	292,750	H25/11/28	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
32	事務所家賃	50,000	H25/11/28	鈴木ヨシ	足立区舎人1-24-4	
33	事務所家賃	309,750	H25/12/25	㈱英設計事務所	北区王子2-32-7	
34	事務所家賃	50,000	H25/12/25	鈴木ヨシ	足立区舎人1-24-4	
35						
	その他の支出	165,487				
	合計	6,101,255				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		2．選挙関係費	
					無償提供	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	電気代の提供	33,852	H25/2/12	太田昭宏	北区滝野川7-47-3M.Kビル601	無償提供
2	電話代の提供	37,512	H25/2/12	太田昭宏	北区滝野川7-47-3M.Kビル601	無償提供
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	71,364				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	水代	34,020	H25/1/4	エームサービス㈱	港区赤坂2-23-1 アークヒルズフロントタワー19	
2	名刺代	18,270	H25/1/16	㈱山桜	中央区新富2-4-7	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	52,290				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	寄附金	66,420	H25/1/21	太田あきひろ励ます会	北区王子2-32-7 3F	
2	寄附金	334,000	H25/1/22	公明党衆議院小選挙区東京第12総支部	北区王子2-32-7 3F	
3	事務所の提供	1,000,000	H25/12/27	太田あきひろ励ます会	北区王子2-32-7 3F	無償提供
4	事務所の提供	1,000,000	H25/12/27	ビジョン21	北区王子2-32-7 3F	無償提供
5	事務所の提供	1,000,000	H25/12/27	公明党衆議院小選挙区東京第12総支部	北区王子2-32-7 3F	無償提供
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	3,400,420				

(その17)

資産等の状況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

【エラーチェック済】

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年　1月　31日

政治団体の名称　太田あきひろ後援会

会計責任者の氏名　後藤　　憲司

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２６年1月３１日

太田あきひろ後援会
代表　大木田　守　殿

登録政治資金監査人　入澤　信夫
登　録　番　号　　第　１３８７　号
研修修了年月日　　平成２１年4月２３日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、太田あきひろ後援会の平成２５年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、太田あきひろ後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

太田あきひろ後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、太田あきひろ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上